①国名	Republic of Austria（AT） （オーストリア共和国）
②名称	Federal Ministry for Transport, Innovation and Technology / Austrian Patent Office
③所在地	P.O.B 95, Dresdner Str. 87; A-1200 Vienna
④連絡先	（電話） (43 1) 53 42 4-0 （FAX） (43 1) 53 42 4-535 (E-mail) info@patentamt.at (internet) http://www.patentamt.at
⑤組織の長	President：Mr. Stefan Harasek
⑥沿革	(1) オーストリア特許法のルーツは、16 世紀の特権法に遡る。 (2) 近代特許の最初の法案は、1899 年に制定された。 (3) 特許法は、その後、2004 年 12 月、更に 2009 年に法律第 135 により改正が行われ、2010 年 1 月 1 日から施行されている。また、実用新案についても同様に、2009 年に法律第 126 号により改正が行われ、2010 年 1 月 1 日から施行されている。
⑦所管	特許、実用新案、意匠、商標、地理的表示、半導体回路配置の保護

⑩加盟条約

WIPO	ベルヌ	ブリュッセル	フィルム登録	マドリッド(原産地表示)
1973/8/11	1920/10/1	1982/8/6	1991/2/27	
ナイロビ(オリンピック)	パリ	PLT	レコード保護	ローマ
	1909/1/1		1982/8/21	1973/6/9
シンガポール	TLT	ワシントン	WCT(著作権)	WPPT(演奏及びレコード)
			2010/3/14	2010/3/14
ブタペスト	ヘーグ			リスボン
	ロンドンアクト	ヘーグアクト	ジュネーブアクト	
1984/4/26				
マドリッド(標章)	マドプロ	PCT	ロカルノ	ニース
1909/1/1	1999/4/13	1979/4/23	1990/9/26	1969/11/30
ストラスブール	ウィーン	WTO		
1975/10/7	1999/10/27	1995/1/1		

①国名	Republic of Austria（AT） （オーストリア共和国）				
⑪統計データ	出願件数		2020 年	2021 年	2022 年	2023 年
	特許	全数	2,297	2,047	1,887	1,922
		（内　外国出願）	173	175	177	145
		（内日本から）	12	5	16	6
		（内　PCT ルート）	468	458	420	462
	実用新案	全数	440	433	344	320
		（内　外国出願）	145	151	142	114
	意匠	全数	373	400	370	285
		（内　外国出願）	55	168	50	63
		（内日本から）				
	商標	全数	8,620	8,843	7,066	6,533
		（内　外国出願）	2,936	3,001	2,609	2,261
		（内日本から）	16	21	6	12
	登録件数		2020 年	2021 年	2022 年	2023 年
	特許	全数	1,058	1,038	1,151	990
		（内　外国出願）	125	128	139	129
		（内日本から）	6	3	11	8
		（内　PCT ルート）	22	26	40	31
	実用新案	全数	406	386	388	347
		（内　外国出願）	130	114	129	110
	意匠	全数	468	311	315	410
		（内　外国出願）	163	95	66	135
		（内日本から）				
	商標	全数	7,614	7,765	6,761	5,959
		（内　外国出願）	2,886	2,911	2,632	2,356
		（内日本から）	21	20	7	11
	(出典): WIPO IP Statistics					

⑫組織

<組織図>　特許庁は Federal Ministry for Transport, Innovation and Technology(運輸、発明及び技術連邦の省)下部組織である。

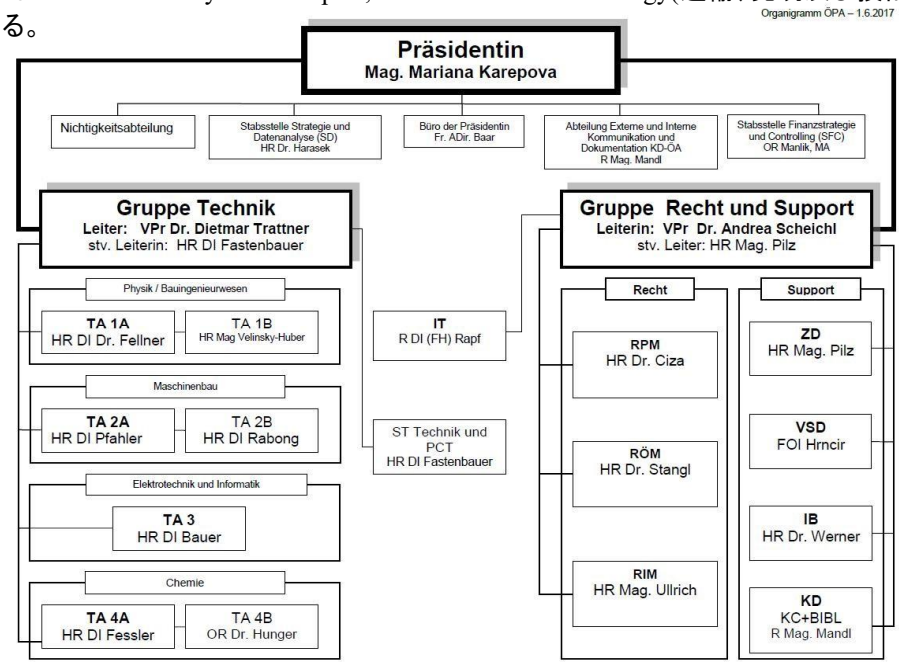

①国名	Republic of Austria（AT） （オーストリア共和国）	
特許制度	②最新特許法の施行年月日	2022 年 4 月 14 日改正施行
	③地理的効力の範囲	オーストリア国内のみ
	④他国制度との関係	欧州特許条約（EPC）加盟国
	⑤出願人資格	発明者及び承継人(自然人/法人)(特許法第4条(1)、第 7 条)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。オーストリアに住所も営業所も有していない出願人は、代理人(弁護士、特許弁護士又は公証人)を選任しなければならない(ただし、欧州経済地域内に送達先を有する欧州経済地域加盟国民を除く。)。 (特許法第 21 条(4))
	⑦出願言語	出願書類のうち、明細書、クレーム、図面及び要約については、英語又はフランス語で作成することができるが、その場合は方式指令に対する応答期間内にドイツ語翻訳文を提出するよう要求される。 (特許法第 89 条(2)、第 91a 条、第 99 条(2))
	⑧特許権の存続期間及び起算日	特許は、特許公報における公示と同時に法的効力が生じる。 (特許法第 101c 条)出願日から 20 年。 (特許法第 28 条(1)) 医薬品(人間用、動物用)の承認、に要した期間があったときは、5 年を限度として補充的保護証明書の出願により、延長することができる。 (特許法第 181a 条、EU 規則 2004/27 第 10 条(6)、EU 規則 2004/28 第 13 条(6))
	⑨新規性の判断基準	内外国公知公用、内外国刊行物(特許法第 3 条(1))
	⑩ｸﾞﾚｰｽﾋﾟﾘｵﾄﾞ	有。出願人又はその前権利者にとって不利となる明白な濫用による公開、及び国際的な博覧会における展示等による開示日から 6 月。(特許法第 3 条(4))
	⑪非特許対象	(1) 産業上利用することができないもの (特許法第 1 条(1)) (2) 発見並びに科学の理論及び数学的方法それ自体 (特許法第 1 条(3)1) (3) 人体であって、形成及び発育の種々の段階にあるものそれ自体 (特許法第 1 条(3)2) (4) 遺伝子の配列又は部分配列を含む、人体の構成要素についての単なる発見それ自体(特許法第 1 条(3)3) (5) 審美的創作物それ自体 (特許法第 1 条(3)4) (6) 精神的な行為の遂行、遊戯又は事業活動のための計画、法則及び方法並びにコンピュータ・プログラムそれ自体(特許法第 1 条(3)5) (7) 情報の提示それ自体 (特許法第 1 条(3)6) (8) その実施が公序良俗に反する発明 (特許法第 2 条(1)1) (注)公序良俗に反する発明として、特に、ヒトをクローン化する方法、ヒトの遺伝子系列の遺伝的同一性を変更する方法、ヒトの胚の使用などが列挙されている。 (9) 治療方法及び診断方法 (特許法第 2 条(1)2) (10) 植物又は動物の種類及び植物又は動物を生産するための基本的に生物学的方法(特許法第 2 条(2))
	⑫実体審査の有無及び審査事項	有。 (特許法第 99 条)
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。

①国名	Republic of Austria（AT） （オーストリア共和国）
⑮出願公開制度の有無	有。 (1) 出願日(優先日)から 18 か月後 (2) 出願人から請求があったとき (3) 特許明細書と同時(特許付与が公開前の場合) (特許法第 101 条(1)、特許法第 101a 条)
⑯異議申立制度の有無	有。出願の公開後、いかなる第三者も、出願された発明の特許性に関する意見書を提出することができる。 (特許法第 101b 条)
⑰無効審判制度の有無	有。 (1) 特許付与の公示の日から 4 か月以内に、特許付与に対する異議申立をすることができる。4 か月の最終日までに異議申立書が特許庁に到達しなければならない。 (特許法第 102 条(1)) (2) 取消を求める手続又は無効若しくは権原不存在の宣言を求める手続を請求することができる。 (特許法第 112 条)
⑱実施義務	有。出願から 4 年又は特許付与公示から 3 年のうち遅い方までに、国内で特許発明が合理的な範囲で実施(輸入を含む)されておらずかつ特許権者がすべての合理的な措置を取っていない場合は、強制ライセンスの対象となる。(特許法第 36 条(4)、第 37 条(2))
⑲費用 単位 EUR(ユーロ)	[出願から登録までに掛かる費用] 出願・調査・審査手数料 342 EUR(紙による手続の場合) 322 EUR(オンライン手続の場合) クレームが 10 を超える場合の追加料金 104 EUR(追加 10 クレームごと) 登録料(特許明細書発行手数料) 208 EUR 15 ページを超える場合の追加料金 135 EUR(追加 15 ページごと) [特許権維持に掛かる費用] 年金 3 年次 0 EUR / 12 年次 731 EUR 4 年次 0 EUR / 13 年次 835 EUR 5 年次 0 EUR / 14 年次 940 EUR 6 年次 104 EUR / 15 年次 1,044 EUR 7 年次 208 EUR / 16 年次 1,148 EUR 8 年次 313 EUR / 17 年次 1,263 EUR 9 年次 417 EUR / 18 年次 1,357 EUR 10 年次 522 EUR / 19 年次 1,566 EUR 11 年次 626 EUR / 20 年次 1,775 EUR
⑳料金減免措置の有無	無。
㉑PCT における国内料金減額措置の有無	無。

①国名	Republic of Austria（AT） （オーストリア共和国）	
実用新案制度	②最新実用新案法の施行年月日	2022 年 4 月 14 日改正施行
	③地理的効力の範囲	オーストリア国内のみ
	④他国制度との関係	無。
	⑤出願人資格	考案者及び承継人（自然人/法人） (実用新案法第 7 条(1)、第 7 条(2)で準用する特許法第 7 条)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。オーストリアに住所も営業所も有していない出願人は、代理人(弁護士、特許弁護士又は公証人)を選任しなければならない(ただし、欧州経済地域内に送達先を有する欧州経済地域加盟国民を除く。)。 (実用新案法第 39 条(4))
	⑦出願言語	出願書類のうち、明細書、クレーム、図面及び要約については、英語又はフランス語で作成することができるが、その場合は方式指令に対する応答期間内にドイツ語翻訳文を提出するよう要求される。 (実用新案法第 14 条(4)、第 18 条(2))
	⑧実用新案権の存続期間及び起算日	実用新案権は実用新案の公告日に開始し、実用新案出願日が属する月の末日から 10 年後に終了する。 (実用新案法第 6 条)
	⑨新規性の判断基準	内外国公知公用、内外国刊行物(実用新案法第 3 条(1))
	⑩ｸﾞﾚｰｽﾋﾟﾘｵﾄﾞ	有。出願人又は前権利者による開示、又は出願人又はその前権利者の不利益となる明らかな濫用から 6 か月。 (実用新案法第3条(4))
	⑪不登録対象	(1) 産業上利用することができないもの (実用新案法第 1 条(1)) (2) 発見並びに科学の理論及び数学的方法それ自体 (実用新案法第 1 条(3)1) (3) 審美的創作物それ自体 (実用新案法第 1 条(3)2) (4) 精神的な行為の遂行、遊戯又は事業活動のための計画、法則及び方法並びにコンピュータ・プログラムそれ自体(実用新案法第 1 条(3)3) (5) 情報の提示それ自体 (実用新案法第 1 条(3)4) (6) その実施が公序良俗に反する発明 (実用新案法第 2 条(1)1) の遺伝的同一性を変更する方法、ヒトの胚の使用などが列挙されている。 (7) 人に対する治療方法及び診断方法 (実用新案法第 2 条(1)2) (8) 植物，動物及び生物学的材料並びにそれらの生産方法(実用新案法第 2 条(1)3) (注)実用新案の保護対象は、物品の形状等に限られない。例えば、第 1 条(2)では、考案とみなされるものとして、「データ処理システムのためのプログラムの基礎となるプログラム・ロジック」が挙げられている。
	⑫実体審査の有無及び審査事項	有。なお、新規性、進歩性及び産業上の利用可能性並びに出願人適格については審査されないが、新規性及び進歩性を評価するうえで考慮することができる文献名が記載された調査報告書が作成される。 (実用新案法第 18 条、第 19 条)
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮出願公開制度の有無	無。(注)出願の審査及び調査報告書が作成された後、実用新案は、実用新案公報により公開され、また、登録簿に登録される。 (実用新案法第 22 条)
	⑯異議申立制度の有無	無。
	⑰無効審判制度の有無	有。何人も実用新案についての無効宣言を申請することができる。 (実用新案法第 28 条)
	⑱実施義務	無。

①国名	Republic of Austria（AT） （オーストリア共和国）	
	⑲費用 単位 EUR(ユーロ)	[出願から登録までに掛かる費用] 出願・調査・審査手数料　206 EUR(紙による手続の場合) 186 EUR(オンライン手続の場合) 登録料(特許明細書発行手数料)　135 EUR クレームが 10 を超える場合の追加料金　104 EUR(追加 10 クレームごと) [実用新案権維持に掛かる費用] 年金 2 年次　0 EUR　7 年次　313 EUR 3 年次　0 EUR　8 年次　365 EUR 4 年次　52 EUR　9 年次　417 EUR 5 年次　104 EUR　10 年次　470 EUR 6 年次　261 EUR 4～6 年次を一括払いする場合　376 EUR 7～10 年次を一括払いする場合　1,410 EUR
	⑳料金減免措置の有無	無。
	㉑PCT における国内料金減額措置の有無	無。

①国名	Republic of Austria（AT） （オーストリア共和国）	
意匠制度	②最新意匠法の施行年月日	2018 年 6 月 14 日改正施行
	③地理的効力の範囲	オーストリア国内のみ
	④他国制度との関係	欧州連合(EU)の共同体意匠(Communiy Desing)
	⑤出願人資格	創作者又はその承継人(自然人/法人)(意匠法第 7 条)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。オーストリアに住所も営業所も有していない出願人は、代理人(弁護士、特許弁護士又は公証人)を選任しなければならない(ただし、欧州経済地域内に送達先を有する欧州経済地域加盟国民を除く。)。 (意匠法第 32 条(4))
	⑦出願言語	ドイツ語、英語又はフランス語 (特許庁規則第 6 条(4)) (注)オーストリア特許庁は、客観的にみて正当な場合にドイツ語への翻訳を求めることができる。
	⑧意匠権の存続期間及び起算日	登録日から効力を有し、出願日から 5 年。5 年毎に延長できる。最長 25 年。(意匠法第 6 条)
	⑨新規性の判断基準	公知、公用、刊行物など公衆に利用可能となった場合に新規性を喪失するが、欧州経済領域内で活動するその分野の専門家に知られなかった場合はこの限りでない。 (意匠法第 2a 条(1))
	⑩ｸﾞﾚｰｽﾋﾟﾘｵﾄﾞ	有。出願人又は前権利者による開示、又は出願人又はその前権利者の不利益となる明らかな濫用から 12 か月。 (意匠法第 2a 条(2))
	⑪不登録対象	(1) 公序良俗に違反しないもの (意匠法第 1 条(1)) (2) 意匠の定義(意匠法第 1 条(2))に合致しないもの (3) 独自性(意匠法第 2 条(2))を有しないもの (4) 技術的機能によってのみ規定されたもの (意匠法第 2b 条(1)) (5) 意匠を含む製品を他の製品に対して機械的に結合させる又は中、周囲若しくは対向して配置することにより両製品の機能を発揮するために、正確な形状及び寸法で製造されなければならないもの (意匠法第 2b 条(2))
	⑫実体審査の有無	無。 (注)意匠法第 2 条、第 3 条及び出願人適格は審査されないが、方式、公序良俗、意匠該当性は審査される。
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮部分意匠制度の有無	有。ただし、ユーザーによる通常の使用時にその部分が視認可能かつ新規性及び独創性の要件を満たすことが必要である。 (意匠法第 2 条(4))
	⑯関連意匠制度の有無	無。
	⑰「組物」の意匠制度の有無	無。
	⑱意匠分類	国際分類(ロカルノ分類)を採用している。(意匠法第 12 条(3))
	⑲出願公開制度の有無	無。意匠は、登録日にオーストリア意匠公報により公告(公開)される。(意匠法第 17 条)
	⑳秘密意匠制度の有無	有。見本、意匠の画像、説明書は、封をして出願できる。優先日から 18 か月間は秘密にすることができる。 (意匠法第 14 条)
	㉑異議申立制度の有無	無。
	㉒無効審判制度の有無	有。(意匠法第 23 条)
	㉓登録表示義務	無。

①国名	Republic of Austria（AT） （オーストリア共和国）	
	㉔費用 単位 EUR(ユーロ)	[出願から登録までに掛かる費用] 出願料(単一意匠) 87 EUR(紙による手続の場合) 82 EUR(オンライン手続の場合) 出願料(複数意匠一出願) 147 EUR(紙による手続の場合) 142 EUR(オンライン手続の場合) 意匠が 10 を超える場合の追加料金 18.5 EUR(1 意匠ごと) 秘密意匠割増金 50 % [意匠権維持に掛かる費用] 更新料 単一意匠 130 EUR 複数意匠一出願 88 EUR(1 意匠ごと)
	㉕料金減免措置の有無	無。

①国名	Republic of Austria（AT） （オーストリア共和国）	
商標制度	②最新商標法の施行年月日	2018 年 12 月 21 日改正施行
	③地理的効力の範囲	オーストリア国内のみ
	④他国制度との関連	欧州連合(EU)の欧州連合商標(EUTM)
	⑤商標法の保護対象	商品、役務、団体商標、地理的表示、原産地名称 (商標法第 1 条、第 62 条、第 68 条)
	⑥商標の種類	あらゆる種類の標識、特に、人名を含む単語、図、文字、数字、色、商品又はその包装の形状、音 (商標法第 1 条) (注)特許庁規則第 23 条(1)では、標準文字、図形、形状の商標(立体商標)、位置商標、パターン商標、色彩のみからなる商標、音の商標、動きの商標、音と画像の組合せの商標、ホログラム商標が挙げられている。
	⑦出願人資格	(1) 団体商標の場合商品又は役務を使用する会員が所属する法人格を有する団体又は公法による法人(商標法第 68 条) (2) 地理的表示・原産地名称の場合 同じ製品を扱う生産者又は加工業者により構成される任意の団体 (EU 規則 1151/2012 第 3 条(2)) (3) それ以外の場合 商標の所有者 (商標法第 17 条(1)4)
	⑧権利付与の原則	先願主義（商標法第 23 条(1)）
	⑨本国登録要件	無。
	⑩現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。欧州経済領域又はスイス連邦に住所及び居所のいずれも有しない者は、欧州経済領域又はスイス連邦に住所又は営業所を有していなければならない。(商標法第 61 条(1)及び(4))
	⑪出願言語	ドイツ語、英語又はフランス語 (特許庁規則第 6 条(4)) (注)オーストリア特許庁は、客観的にみて正当な場合にドイツ語への翻訳を求めることができる。
	⑫商標権の存続期間及び起算日	商標権は、商標が商標登録簿に記録された(登録)日から効力を生じ、保護期間は、出願日から 10 年をもって終了する。保護期間は、10 年を単位として延長することができる。(商標法第 19 条)
	⑬ｸﾞﾚｰｽﾋﾟﾘｵﾄﾞ	有。オーストリア又は外国における認定博覧会において展示した商品の識別表示として使用した商標であって、博覧会の閉会日から 3 か月以内に出願した場合。(商標法第 25 条～第 27 条)

①国名	Republic of Austria（AT） （オーストリア共和国）	
	⑭不登録対象	(1) 国の紋章、旗章若しくはそれ以外の記章又はオーストリア地方公共団体の紋章のみからなるもの (商標法第 4 条(1)1(a)) (2) 公的な監督用又は証明用の標章であって、オーストリア又は告示によって定められる外国において、商標の使用予定対象と同一の商品若しくは役務又は類似の商品若しくは役務について導入されるもののみからなるもの (商標法第 4 条(1)1(b)) (3) 工業所有権の保護に関するパリ条約の加盟国が参加している国際機関の標章であって、告示されているもののみからなるもの (商標法第 4 条(1)1(c)) (4) 商標の定義(第 1 条)に合致しないもの (商標法第 4 条(1)2) (5) 識別性を有していないもの (商標法第 4 条(1)3) (6) 取引において、種類、品質、数量、用途、価格、原産地又は商品の製造時期若しくは役務の提供時期を指定する、又は商品若しくは役務に係わるその他の特徴を指定するのに役立つ標章又は表示のみをもって構成されているもの (商標法第 4 条(1)4) (7) 日常言語において、又は善良かつ確立した取引慣行において、商品又は役務を識別表示するために慣例的に使用されている標章又は表示のみをもって構成されているもの (商標法第 4 条(1)5) (8) 商品の性質自体によって定まる形状又は技術的効果を達成するために必要な商品の形状又は商品にその本来の価値を与える形状のみをもって構成されているもの(商標法第 4 条(1)6) (9) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの (商標法第 4 条(1)7) (10) 商品又は役務の性質、品質又は原産地等に関し、公衆を欺くおそれのある性質のもの (商標法第 4 条(1)8) (11) 地理的情報を含んでいるか又はそれによって構成されているものであって、ぶどう酒を特定しかつそこを原産地としていないぶどう酒を対象としているもの、又は蒸留酒を特定しかつそこを原産地としていない蒸留酒を対象としているもの(商標法第 4 条(1)9)
	⑮防護標章制度の有無	無。
	⑯周知商標制度の有無	有。無効理由となる。(商標法第 30 条(2)及び(4))
	⑰一出願多区分制度の有無	有。
	⑱実体審査の有無及び審査事項	有。 (商標法第 20 条、第 21 条)
	⑲審査請求制度の有無	無。
	⑳優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	㉑出願公開制度の有無	無。出願公開制度はないが、商標は登録後に公告(公開)される(商標法第 17 条)。
	㉒異議申立制度の有無	無。

①国名	Republic of Austria（AT） （オーストリア共和国）	
	㉓無効審判制度の有無	有。 (1) 先に出願し、今なお合法的に存在している先の商標の所有者は、商標の登録が公告された日から 3 か月以内に登録についての異議申立をすることができる。(商標法第 29 条) (2) 以下の者は、商標の取消を請求することができる。 (a) 先に出願し、今なお合法的に存在している先の商標の所有者 (商標法第 30 条) (b) 登録又は使用により、外国において標章に係わる権利を取得している者 (商標法第 30a 条) (c) 自らが同一又は類似の商品又は役務について使用している無登録標章が、その無登録標章と同一であるか又は類似する標章が出願されたとき既に、関係業界において自らの事業に係わる商品又は役務の識別表示として通用していた者(商標法第 31 条) (d) 自己の名称、商号若しくは自己の事業の特別な識別表示又は当該識別表示に類似する識別表示が、自己の同意なしに商標として又はその構成要素として登録されかつその商標の使用が取引上自己の事業に係わる識別表示と混同を生じるおそれがある者(商標法第 32 条) (e) 原産地名称又は地理的表示に基づく後続の商標の使用を禁止する権利を有する者(商標法第 32a 条) (3) 何人も、職権による取消理由の何れかを根拠として、商標の取消を申請することができる。 (商標法第 33 条) (注)職権による取消理由には、相対的拒絶理由が含まれない。
	㉔不使用取消制度の有無	有。5 年。継続して 5 年以上の不使用は、不使用取消の対象となる。 （商標法第 33a条）
	㉕商標分類	国際分類(ニース分類)を採用している。 (商標法第 17 条(1)5)
	㉖図形要素の分類	国際図形分類(ウィーン分類)を採用している。
	㉗譲渡要件	無。 (注)商品又は役務の種類、品質又は原産地について公衆に誤認を生じさせるおそれがあることが明らかな場合、移転登録申請は却下される。
	㉘費用単位 EUR(ユーロ)	[出願から登録までに掛かる費用] 登録料 480 EUR(紙による手続の場合) 460 EUR(オンライン手続の場合) クラスが 4 を超える場合の追加料金 75.0 EUR(1 クラスごと) 調査手数料 40.0 EUR [商標権維持に掛かる費用] 更新料 700 EUR (注)2018 年 9 月 1 日より前に登録された商標の初回の更新料は、出願日を基準とする 10 年ごとの更新への制度改正に伴い、上記とは異なる。 https://www.patentamt.at/fileadmin/root_oepa/Dateien/AnnualFeesInfo.pdf
	㉙料金減免措置の有無	無。